

令和元年(2019年)6月3日

学 校 長 様  
代 議 員 様  
教育研究会事務局 様

更 埴 教 育 会 長 堀 口 潔  
教育研究会担当理事 坂田和弥

令和元年(2019)年度 教育研究会補助・教育視察補助・研究補助・特別研究補助の申請について

標記の4つの事業について、希望のある者及び団体は、下記のように申請してください。

## 記

### 1 補助額

- (1) 教育研究会補助 予算850,000円の範囲内で、総会で承認され教育研究会と補助額による。
- (2) 教育視察補助 1名につき 25,000円 12名以内をめどとする。
- (3) 研究補助 1件につき 25,000円 12件以内をめどとする。
- (4) 特別研究補助 必要経費の半分以下  
いずれも、会報 176 号記載の P6 ～「五 助成・補助」の項による。

### 2 申請方法・申請先

- (1) 申請は別添えの様式により、団体長または校長経由で申請する。
- (2) 申請期限
  - ① 教育研究会補助 ……団体長の承認の上で申請 令和元年6月13日(木)
  - ② 教育視察補助 ……校長の承認の上で申請 令和元年6月13日(木)
  - ③ 研究補助 ……校長の承認の上で申請 令和元年6月13日(木)
- (3) 申請書について
  - ・様式1、2、3を明日以降に各校代表メールへ送付します。
  - ・更埴教育会ホームページ(<http://www.ckm.janis.or.jp/~koushokukyouiku/>)から近日中にダウンロードできるようにします。
- (4) 申請先 下記の教育研究会担当理事:更埴西中学校 坂田和弥まで提出してください。

### 3 補助金交付の決定

- (1) 教育研究会補助、教育視察補助及び研究補助については、総会で決定します。
- (2) 決定次第、教育研究会については6月中旬に、その他については7月中旬に通知します。

### 4 留意事項

- (1) 教育視察補助と研究補助の両方にまたがったの申請はできません。
- (2) 教育視察は県外を原則とします。(会報7p)
- (3) 教育視察補助・研究補助を受けたものは、以後2年間は助成を受けることができません。
- (4) 補助の交付者・交付団体は、趣旨に沿って効果的かつ速やかな執行をしてください。
- (5) 教育視察・研究補助を受けた会員は、「会報」等で報告していただきます。